

# 国内募集型企画旅行ご旅行条件書

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社エヌティーエー旅行(山口県萩市土原 165-1 山口県知事登録旅行業第 2-93 号)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。なお、旅行契約には、航空会社が設定する個人入居旅行運賃(お申込みの規模と利用者の空席状況によって運賃が変動します)摘要の航空券を使用するコース(以下「航空運賃変動型プラン」といいます。)を含みます。
- (2)当社はお客様(当社が定める旅行日程)に従って運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができますように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の約款(以下「本約款」といいます。)によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

## 3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社」といいます。))にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面、画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したとき成立するものといたします。

- (2)①当社又は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 3 日以内にお申込み内容を確認の上、申込金の支払いをしております。なお、商品によっては申込時に旅行代金全額をお支払いいただきます。この間にお申し込み済みの旅行代金の支払いがなされない場合は、当社からお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- ②お客様が旅行予約サイトに予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 2 日以内にお申込み内容を確認の上、申込金の支払いをしていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
- ③お客様が、旅行予約サイトで予約・決済を行う方法を選択した場合、第 24 項の通信契約による旅行条件を適用し、第 24 項の定めにより契約が成立します。

(3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項②①により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したとき成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第 24 項(3)の定めにより契約が成立します。

(4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

- ②契約責任者は、本項(4)が定める条件の下に構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第 26 項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (5)当社らは、契約責任者が構成者に対して理に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らその責任を負うものではありません。
- (6)当社らは、契約責任者が団体・グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合において、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができるとする状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。

- (1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただく期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認の上、申込金と申込金相当額を振り替えた時点でウェイティングが成立しております。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(2)当社らは、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当社らが前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。

(4)当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5)当社らは、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいただきません。

## 4. お申し込みの条件

- (1)18 才未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定める旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社が指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力行為、暴力関係者、その他社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4)お客様が当社らに対して暴力的又は不法な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー、動物アレルギーのある方、原則として 1 週間以内に患った方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、聴導犬)を飼育中の方をお断りする場合があります。また、お申し込みの際に、参加者として特別な配慮が必要となる旨をお申し出いただき、旅行契約成立後にこれらの状態に合った場合も直ちに申し出てください。あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。

(7)前号のお申し出を受けると、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれらに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要となる措置について伺いし、又は書面でお知らせを申し出ていただくことがあります。

- (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更するご等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (9)当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合、当社よりお客様にご連絡が必要となる場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)はお申し込みの日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。

(10)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったときから判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの費用はお客様のご負担となります。

(11)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けす

る場合があります。

(12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(13)その他当社業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社らは、旅行契約成立後遅くはお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くは旅行開始日の前日までにしてお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかほって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡ししことがあります。

## 6. 旅行代金のお支払い

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかほって 13 日目にあたる日よりお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかほって 13 日目にたると日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の前日から指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第 24 項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の氏名無記で旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。))や第 14 項に規定する取消料、違約料、第 10 項に規定されている追加料金及び第 13 項記載の交通手数料をお支払いいただくことがあります。またこの場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾はいたしません。

(2)本項(1)の定めにかかわらず、商品によっては契約と同時に旅行代金全額をお支払いいただきます。なお、一部通信契約においては、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から 3 日以上にお支払いいただきます。

## 7. 旅行代金について

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上(航空機利用コースは満 3 歳以上)12 歳未満の方は、こども代金となります。

(2)旅行代金は、コースごとに表示しています。出発日とご利用人数をご確認ください。

(3)「旅行代金」は、第 3-1 項の「申込金」、第 14 項の「取消料」、第 14 項(3)の「違約料」、及び第 23 項の「変更補償金」の額の算出の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額プラス追加代金として表示した金額マイナス割引代金として表示した金額」となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊
- 2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け
- (3)その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したものの上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

前(1)～(3)は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)超過手荷物料金(特定の重量、容積、個数を超える以下について)。
- (2)施設利用における宿泊税、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます。)
- (3)クリーニング代、電話代、ホテルレストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う給・サービス料。
- (4)希望者のみが参加するオプション・ツアー(別途料金のみ)の旅行の料金。
- (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)。
- (6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
- (7)特別な配慮・処置に要した費用
- (8)インターネットを通じたサービス提供による通信料

## 10. 追加代金と割引代金

(1)第 7 項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます。)

- ①ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- ②「食事につきプラン」等を基本として「食事つきプラン」等の差額代金
- ③ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
- ④その他ホームページ・パンフレット等で「×××××追加代金」「×××追加代金」と称するお客様の空座席のクラス変更する差額、ストレートチケット追加代金、航空会社ご希望をお希望をお受けする旨ホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等。

(2)第 7 項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。)

- ①ホームページ・パンフレット等で当社が「早期〇日前割引」と称するもの。
- ②その他ホームページ・パンフレット等で「〇〇〇割引代金」と称するもの。

## 11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画による円滑な運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合に限り、旅行内容を変更し、旅行の実施をはかるため必要とする場合は、お客様にあらかじめ通知し、当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由と因果関係を説明した旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかほって 15 日目にたると日より前にお客様に通知いたします。

(2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、旅行代金の減額だけ旅行代金を減額します。

(3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4)第 11 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことに伴って変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入し、当社に提出していただきます。 (既に航空券を発行している場合、別途再発費に関する費用を請求する必要があります。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときと効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 14. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ・パンフレット等記載の取消料を、ご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

(2)当社の責任とならないロークの取扱いに基づき、お取り消しになる場合もお客様ご自身の取消料をお支払いいただきます。

(3)旅行代金が期日までに支払われないうちは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(4)お客様の都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更(航空運賃変動型プランにおいては、利用する航空便名の変更および座席クラスの変更を含みます)については、ご旅行全体の取り消しのみし、所定の取消料をお支払いします。

## 15. 旅行開始前の契約解除

### (1)お客様の解除権

①お客様はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込日の営業時間内にお受けします。

②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- a. 旅行契約内容が変更されるときは、ただし、その変更が第 23 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
- b. 第 12 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- d. 当社らがお客様に対し、第 5 項の(2)に記載の最終旅行日程表を印刷して規定する日までにお渡ししなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(3)当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻いたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻いたします。

(2)お客様は第 6 項に規定する期日まで旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

② お客様が当社あらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が第 4 項(3)から(5)までいづれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

e. お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかほって 13 日目にたると日より前(日帰り旅行は 3 日目にたると日より前)に旅行中止のご通知をいたします。

g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。

h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

(3)当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻いたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻いたします。

## 16. 旅行開始後の契約解除

### (1)お客様の解除権

①お客様は、都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しを

受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

(3)本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### (2)当社の解除権

①当社は次に掲げる場合に必要はお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

b. お客様が第 4 項(3)から(5)までいづれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が旅行は安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行等又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき

②解除の効果及び払い戻し

本項(1)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目でも既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が既にその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれらを支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

(3)本項(1)の a. d. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に帰るための必要な手配をいたします。

(4)当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係を、将来に向かっての消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がないものとします。

## 17. 旅行代金の払い戻しの時期

(1)当社は、「第 12 項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合又は「第 15 項から第 16 項までの規定によりお客様もしくはお客様が旅行契約を解除した場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては(ホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内)にお客様に対し当該金額を払い戻いたします。

## 国内募集型企画旅行ご旅行条件書

- (2)本項(1)の規定は、第 19 項(当社の責任)又は第 21 項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3)クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

### 18. 添乗員・旅程管理等

- (1)添乗員(以下「添乗員」といいます。以下同様)は、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。また労働基準法の定めからもち勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させていただきます。
- (2)現地添乗員(以下「添乗員」といいます。以下同様)は、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地係員(以下「係員」といいます。以下同様)は、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。
- (5)個人型プラン及び現地添乗員が同行しない区間、現地係員が業務を行わない区間は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様がサービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたします。また、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要の手続きは、原則としてお客様ご自身で行って頂きます。
- (6)交通機関等のサービス提供の中止やお客様ご都合で旅行契約前に急遽旅行を取り止める場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、ご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始まで手続きを終えられなかった場合は旅行開始後の解除としての取り扱いとなり、旅行代金の払い戻しはありません。

### 19. 当社の責任

- (1)当社は、募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が代理を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して 2 年以内の当社に対して通知があった場合に限りま。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- ①天災地変、暴風、暴動又はこれらのため生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止 ②運送・宿泊機関等の事故、脱線、暴走により発生する損害 ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのため生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④官公署の命令、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故(食中毒の盗難 ⑥運送機関の遅延・不慮・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3)手荷物として生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間満了にかかわらず損害発生の日日から起算して 14 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額はお 1 人あたり最高 15 万円まで(当社が故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。
- (4)手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

### 20. 特別補償

- (1)当社は前項(2)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ意欲な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500 万円)、後遺障害補償金(1500 万円上限)、入院見舞金(2 万円~20 万円)及び通院見舞金(1 万円~5 万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円上限、1 募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われな(以下については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいいたしません)。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ヒッパック、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する場合)、シュノーケリング、ボート、スノーボード、スノーシュー、スキー、スキー、乗車、超軽自動車(軽自動車、軽トラック、軽四駆車、軽トラック、軽トラック、軽トラック)の搭乗、超軽自動車(軽自動車、軽トラック、軽四駆車、軽トラック、軽トラック、軽トラック)の搭乗、その他これらに類する危険な運動中が原因によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンパクトディスク等の当社約款に定められていない補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたります。なお傷害の程度、その原因となつた事故の概要等については、当社に対し、事故の日から 30 日以内に報告しなければなりません。

### 21. お客様の責任

- (1)お客様の健康状態、年齢、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けません。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスの円滑に支障するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を添乗員、靴屋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うなければなりません。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運送機関が定める金額とします。

### 22. オプションツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象とし、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下当社オプションツアー)といたします。第 20 項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページ・パンフレット等で「企画者」旨と明示します。
- (2)オプションツアーの運営事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第 20 項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)。また、当該オプションツアーの運営事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運営事業者の定めにより扱います。
- (3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対

しては、当社は第 20 項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)。が、それ以外の責任を負いません。

### 23. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)、第 7 項で定める「旅行代金」(次表右欄に記載する率を乗じて得た額)の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 19 項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不備(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア. 旅行日程に遅延をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱、テロ、暴動、工、官公署の命令 オ. 欠航、不慮、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、欠航、遅延、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画によらない運送サービスの提供 中. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- (2)第 15 項及び第 16 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「旅行代金」に 15% を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとりにつき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額は 1 件につき日程の率×旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便の変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室内容の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注 1：ホームページ・パンフレットに記載の内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 2：⑨に掲げる変更については、①~⑧の料率を適用する。⑨の料率を適用します。

注 3：1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合、1 該当事項毎に 1 件とします。

注 4：⑨の⑨に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

注 5：④の④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 6：⑤の運送機関の会社名の変更、⑥の宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものをいいます。

注 7：⑧の運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 8：⑦の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストとします。

### 24. 通信契約による旅行条件

当社らは、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申し込みを受け付ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日日をいいます。
- (2)申し込みの際に、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等に記載する金額の旅行代金」又は「第 14 項に定める取消料の支払い」を受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出の日たる翌日から起算して 7 日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30 日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合は、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いたいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第 14 項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けま。

### 25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であ

ても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

### 26. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きができない場合、お客様の申込、ご依頼をお受けできないことがあります。
- 取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2)当社らは、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故対応の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先土産品店等のお客様のお買物等の便宜のために必要な範囲内でお申し込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第 5 項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社ら①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (3)当社らは、旅行中に疾病・事故等があった場合にも備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報に、お客様に疾病等があった場合に連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報をご提供することにより連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつぱりサービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報保護を預託いたします。
- (5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様の連絡にあり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれ企業の営業案内、お客様の申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用していただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示、訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社 JTB ホームページ(http://www.jtbcorp.jp/privacy/)」をご参照ください。
- (6)当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求が実際には、速やかに対応するものとします。

### 27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

### 28. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合その他に伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動時において要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様の便宜をはかるため土産品店に案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラックラール)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配義務・旅程管理債務は履行されたとき、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4)当社らは、かかる場合も旅行の再実施いたしません。
- (5)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第 19 項(1)及び第 23 項(1)の責任を負いません。

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

## NTA トラベル 萩本店

山口県知事登録旅行業第 2-93 号

0838-21-0020

〒758-0025 山口県萩市土原 1 6 5-1

総合旅行業務取扱管理者 横田 亜紀子

※3301004(2024.5 改訂)